

平成 25 年度事業計画書
(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

1、公益事業 1 アジア地域を中心とする民商事法分野での調査・研究及び講演会・セミナー等の開催並びにその援助

成果物については、印刷物にして関係者に配布するとともにホームページ上に公開することとしている。

(1) 調査・研究事業

① 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済・文化他全般にわたり、従来に増して緊密な関係が進展すると期待されており、当財団は法務省と共同して、平成 11 年度より法務省・法務局と裁判所の職員、韓国の大法院(最高裁)・各級法院に勤務する登記及び執行関係職員との間で所掌業務に関する諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を実施している。平成 25 年度は引き続いて「不動産登記制度、商業登記制度、戸籍・供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題」をテーマとして、6 月に高陽(韓国)、11 月に東京で研修を実施する予定である。

② アジア太平洋地域法制度調査研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施している。第 1 期「倒産法及び倒産法に関連する担保」、第 2 期「ADR」、第 3 期「知的財産権保護法制」、第 4 期「国際会社法比較研究」、第 5 期「株主代表訴訟」、第 6 期「監査制度」を実施してきたが、平成 24 年度より 3 年間の予定で、「会社情報の提供制度」について研究事業を実施している。

会社情報提供制度研究会

主 催：法務省法務総合研究所、当財団

期 間：平成 24 年度より 3 年間

対 象 国・地域(予定)：韓国、ベトナム、台湾、シンガポール

研究会：座長 近藤光男 神戸大学教授

研究会委員：9 名

当年度は定期的研究会開催及び上記対象国・地域への現地調査等を中心に実施する予定。

③ インドネシア裁判官人材育成強化共同研究

前年度に引き続き、当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、インドネシア最高裁判事らを招いて研究事業を行う予定としている。

④ ロシア会社法制度調査研究

前年度に引き続き、極東アジアの法制度調査研究に関連し、専門家のロシア法に関する成果物の出版について、当財団として協力する予定。

(2)セミナー、講演会、シンポジウム事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として他関係機関の協力も得て中国との法律交流事業を取り進めているが、平成25年度は第18回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定。

時期・場所 : 平成25年10月 東京及び大阪

テーマ : 未定（検討中）

主催 日本 : 法務省法務総合研究所、日本貿易振興機構（ジェトロ）、当財団

中国 : 国家発展改革委員会

中国側講師 : テーマに関する専門家講師2～3名招聘

本セミナーでは日中の開催地側（今年度は日本側）より時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側からから要望を出すことになっている。

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、日中双方の民商事法分野での専門家の交流を通じ、広く企業等実務家にも有意義であるとの評価を受けており、この内容の一層の充実を図るとともに、ますます国家発展改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

② 国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、前年度は「ミャンマー・ビジネスロー」をテーマとして実施した。

当年度も法務省法務総合研究所他関係諸機関の協力を得て、前年度に引き続き6月にミャンマー連邦法務長官を招聘し、講演会を開催する予定としている。

③ 商事法務研究会講演会

前年度、公益社団法人商事法務研究会等と共に、「アジア市場の形成に向けた日本の役割」をテーマにしてシンポジウムを開催したが、好評であったので、今年度も引き続き企業に関心あるテーマを選び、講演会もしくはシンポジウムの開催を予定している。

④ 国際民商事法「金沢セミナー」

アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換と、同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナー間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として国内外の専門家を招いて実施している。平成25年度は、次のとおり開催する予定である。

時期・場所 : 平成26年3月 金沢
テーマ : 未定（検討中）
主催 : 石川国際民商事法センター、当財団、
北國新聞社及び法務省法務総合研究所

⑤ 人材育成のためのシンポジウム

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学法制国際教育協力研究センター(CALE)、当財団他が主催して、他大学生、法科大学院生・若手法曹や研究者を対象に、平成21年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続している。平成25年度は、引き続き、人材育成をテーマとして、サマースクール等と連動させて、6月にキックオフセミナーを、11月にシンポジウムを夫々開催する予定である。

上記の他に、法務省をはじめとしてアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力することとしている。

2、公益事業2 法整備支援事業

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、国際協力機構による民商事分野の支援事業を平成12年度より随意契約で受託し、法務省法務総合研究所他関係先と協力し実施してきた。平成20年度よりは共同研究会・作業部会等の運営管理業務については公示・応募によるプロポーザル方式に変更され、当財団ではこれに応募し受託業者として選定され、平成20年度、21年度委託業務を実施した。平成22年度～24年度については一般競争入札となり、当財団はこれに参加し所定の手続きを経て平成22～24年度の業務委託契約を締結した。平成25～27年度についても前3年間と同様の業務委託契約を締結する予定としている。なお、個々の本邦

研修についてはこれまで個別に随意契約で実施してきたが、平成25年度からは、前記の業務委託契約に含まれることになっている。

国際協力機構受託事業収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

| 受託事業収入（千円） | |
|------------|--------|
| 平成20年度 | 55,494 |
| 平成21年度 | 67,334 |
| 平成22年度 | 61,230 |
| 平成23年度 | 57,534 |
| 平成24年度 | 56,722 |

（1）ベトナム

平成23年4月から4年間の期間で、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2を実施している。このプロジェクトは、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を支援対象機関とし、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、司法機関（裁判所・検察庁）及び司法補助機関（判決執行機関等）の能力の改善に向けた取組を行う一方で民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を行うものである。

平成25年度は、本プロジェクトに対応した支援組織・協力体制の維持・構築をさらに充実させていくため、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院それぞれから3回に分けて10名の研修員を2週間招聘して、本邦研修を実施する予定である。

また、中央司法関係機関による法規範文書の運用及び裁判実務改善にかかる組織能力向上、地方の課題への指導・助言能力強化、法規範文書の起草・改正を支援するため、ベトナム民法共同研究会（委員長 森嶌昭夫 公益財団法人日本環境協会理事長 委員他11名）、ベトナム裁判実務改善研究会（委員長 村上敬一 元東京高等裁判所部総括判事 委員他4名）を開催する予定である。

（2）カンボジア

平成24年4月から5年間の期間で、民法・民事訴訟法普及プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、司法省・王立司法学院・弁護士会・王立法律経済大学を支援対象機関とし、各機関の中核人材の能力強化等を通じて、カンボジア民法、民事訴訟法及び関連法令を適切に解釈、運用し、かつ、将来自立的・持続的に現行法の運用及び新法の起草を可能にすることを目指すものである。

平成25年度は、前記の支援対象4機関から2回に分けて10名の研修員を2週間招聘し、民事関連法令の起草・改正、運用に対し適切に対応する体制及び能力の整備・育成のための本邦研修、並び司法省から2回に分けて10名の研修員を2週間招聘し、民法関連不動産登記共同省令起草・普及の支援のための本邦研修を実施する予定である。

また、民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草・立法化支援と民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援のため、カンボジア民法作業部会（部会長 森嶽昭夫 公益財団法人日本環境協会理事長 委員他13名）、カンボジア民事訴訟法作業部会（部会長 竹下守夫 法務省特別顧問 委員他13名）、カンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ（委員 南敏文 元東京高等裁判所部総括判事 他8名）を開催する予定である。

（3）中国

平成25年度は、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会（民法室）を支援対象機関として、「民事訴訟法及び民事関連法」の起草支援を継続して実施し、その一環として民法室、最高人民法院等から10名の研修員を2週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、上記研修の支援組織として中国民事訴訟法研究会（委員長 上原敏夫 明治大学法科大学院教授 委員他9名）並びに相続法と消費者権益保護法支援を中心とした中国民事関連法アドバイザリーグループ（委員 稲田龍樹 学習院大学法科大学院教授 他2名）を開催する予定である。

加えて、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会（行政法室）を支援対象機関として、中国の行政関連法改正に関する日本の法律及び司法実務への理解を深め、行政関連法改正に生かすことを目的として「行政訴訟法及び行政関連法」の起草支援を実施し、その一環として行政法室等から10名の研修員を2週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、上記研修の支援組織として中国行政訴訟法及び行政関連法アドバイザリーグループ（委員 村上敬一 元東京高等裁判所部総括判事 他4名）を開催する予定である。

（4）ラオス

平成22年7月より4年間の期間で、司法省・最高人民法院・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じ、同国法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を支援するプロジェクトを実施している。

平成25年度は、上記プロジェクトに対応した支援組織・協力体制の維持・構築をさらに充実させていく。民法、民事訴訟法、刑事訴訟法に分けて、それぞれ関係者を15名、10日間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、支援組織であるラオス民法アドバイザリーグループ（委員 松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 他4名）、ラオス民事訴訟法アドバイザリーグループ（委員 名津井吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科准教授 他4名）、ラオス

刑事訴訟法アドバイザリーグループ(委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他5名)を開催する予定である。

(5) 中央アジア比較法制研究セミナー

中央アジア諸国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン)の裁判官・立法担当者等を対象として、市場経済化にふさわしい法制度を独自で整備し、その解釈・運用を適切に行えるようにするため、各国の企業法制についての運用状況や問題点を明らかにすると共に、現地の法曹関係者への普及を目的としたセミナーを実施している。

平成25年度は、対象の4カ国から関係者12名を2週間招聘し、本邦研修を実施する予定である。

(6) ネパール

平成21年度よりネパール民法改正支援のため、「民法及び関連法セミナー」として本邦研修が実施されており、平成25年度は、民法改正の委員会メンバーを中心に10名、2週間招聘し本邦研修を実施する予定である。

また、本支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザリーグループ(委員 松尾弘 慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授 他3名)を開催する予定である。

(7) モンゴル

調停制度導入に向けた技術支援、弁護士会・調停センターの運営能力強化を目指した調停制度強化プロジェクトを実施しており、モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ(委員長 稲葉一人 中京大学法科大学院教授 委員他5名)を開催する予定である。

3、その他

(1) 機関誌「I C C L C」発行

平成25年7月発行予定

平成24年度事業報告、平成25年度事業計画を掲載

その他、セミナー・講演会の成果物として、機関誌「I C C L C」もしくはニュースレター「I C C L C NEWS」を隨時発行予定

(2) パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの改訂、ホームページのメンテナンス等を行う。

ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、セミナー・講演

会等の案内を都度掲載し、またその成果物についても、極力ホームページ上で公開することとしている。

(3) 法整備支援連絡会

平成12年から法整備支援に関する関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を開催している。平成25年度は従来と同様、平成26年1月に大阪で開催される予定である。(当財団後援)

(4) 事務所移転

赤坂の現事務所の一帯が再開発地域となっていることから、今年中に事務所を移転する必要がある。新たな物件は、現事務所の近辺で探すことにしており、移転の時期としては、7月～8月を考えている。

(5) 会計ソフトの導入

平成25年度中に会計ソフトの導入を予定している。

以上